

市民スポーツ振興に係る神戸市の後援名義の使用承諾に関する要綱

令和2年4月1日 文化スポーツ局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市民のスポーツの振興を図るため、競技団体等により開催される行事に対して、神戸市の後援名義の使用を承諾するのに必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 後援名義の使用承諾を受けようとする団体は、開催される行事の原則として2週間前までに様式1に必要書類を添えて申請するものとする。

2 申請に添える必要書類は開催される行事の概要が分かる資料とする。

(後援の要件)

第3条 前条で申請された行事の内容が、次に掲げる要件に適合している場合には、後援名義の使用を承諾することができる。ただし、当該行事がその目的・内容からみて、市長が適当でないと認めたものについてはこの限りでない。

- (1) 団体で行う神戸市民のスポーツ振興活動であること。
- (2) 広く一般に公開されていること。
- (3) 政治的又は宗教的な目的を有していないこと。
- (4) 営利その他の私的な利益を主目的とした活動でないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。)の利益になり、またはなるおそれがあると認めるものでないこと。

(催しの実施)

第4条 市長は、後援名義の使用を承諾する場合には、様式2に定める通知文の送付により行うこととする。

2 後援名義の使用の承諾を受けた催しは、主催者が一切の責任を負って、申請内容に従って実施するものとする。

(後援の取消し)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用の承諾を取り消すものとする。

- (1) 第2条の申請又は資料に虚偽の事項があったとき。
- (2) 行事の内容が第3条に定める要件を欠くことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他神戸市が必要と認めるとき。

(行事の報告)

第6条 主催者は、行事の実施終了後すみやかに様式3に定める事業報告書と関係書類を神戸市に提出しなければならないものとする。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。